

国内移動に関するQ & A (R3.1.8)

Q 1. 『感染注意地域』から帰県した場合はどのような取り扱いとなるのか？

A 1. 帰県後10日間の自宅待機となります。なお、自宅待機中にオンライン授業等に参加することは可能です。

Q 2. 帰県後10日間の起算日はいつからか？

A 2. 帰県した翌日を起算日として10日間となります。
ただし、帰県した日も大学への来学はしないようにしてください。

Q 3. 『感染注意地域』はどのような基準で定められているか？

A 3. 『感染注意地域』は、次の基準により本学で定めています。

『感染注意地域』：○直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数が5名以上かつ
感染経路不明割合が50%以上の都道府県
○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が発する
『緊急事態宣言』の対象区域となった都道府県

HPにも記載してありますように、原則毎週金曜日に該当する都道府県を算出し、基準に達した地域に関して翌週月曜日から1週間（月曜日から日曜日まで）『感染注意地域』と定めます。そのため、『感染注意地域』は原則毎週月曜日に更新となりますので、必ずご確認ください。

ただし、『緊急事態宣言』の対象区域となった都道府県については、『緊急事態宣言』の対象となった日から感染注意地域とします。

(例) 1/11 (月) ~1/17 (日) 適用の感染注意地域に愛知県は含まれていないが、1/13 (水) に愛知県に緊急事態宣言が発令された場合は、1/13 (水) ~1/17 (日) の間、愛知県を感染注意地域とする。

Q 4. 出発時は『感染注意地域』に該当しなかったが、滞在中に『感染注意地域』に該当した場合はどうなるのか？

A 4. 『感染注意地域』となっている都道府県に滞在したかどうかで判断します。

例えば、

9/3 (木) 島根県発 → 兵庫県着 (『感染注意地域』非該当)

9/7 (月) 兵庫県『感染注意地域』に設定

9/8 (火) 兵庫県発 → 島根県着

の場合は、9/9 (水) から10日間自宅待機となります。なお、『感染注意地域』に滞在中に当該地

域の指定が解除された場合でも、帰県後10日間の自宅待機となります。

Q5. 『感染注意地域』を通過する場合も滞在したことになるのか？

(例1：東京が『感染注意地域』に該当し、以下の移動をする場合

出雲空港→羽田空港→モノレール→山の手線→特急→群馬県(『感染注意地域』外))

(例2：大阪府が『感染注意地域』に該当し、以下の移動をする場合

松江駅(自家用車)→大阪府→三重県(『感染注意地域』外))

A5. 様々なケースが考えられるため、一律に定めることはしていません。

移動理由、移動手段、移動時間等を総合的に考慮して、滞在に該当するかを判断してください。感染リスクが高い移動は極力避けるようにお願いします。参考に例1, 2については、以下のように考えます。

(例1：東京の方と接触する機会が多いため、滞在していたと判断します。)

(例2：大阪の方と接触する機会は少ないため、滞在していないと判断します。)

その他、判断が難しい場合は指導教員にご相談ください。

Q6. 感染注意地域から帰県した際のPCR検査又は抗原定量検査はいつ・どこで受けるのか？また費用負担はどうなるのか？

A6. PCR検査又は抗原定量検査の検査日、検査機関及び費用負担は以下のとおりです。

【松江キャンパス】

検査日：保健管理センター(0852-32-6568)にお問い合わせください。

検査機関：保健管理センター(0852-32-6568)にお問い合わせください。

費用負担：費用は自己負担となります。

【出雲キャンパス】

保健管理センター(0853-20-2099)及び医学部学務課(0853-20-2093)にお問い合わせください。

費用負担：費用は自己負担となります。